

案 表 号	対 象 事 項	答 考 項	①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成17年3月31日厚生省令第46号)		②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日厚生省令第214号)		事務局での分類 記号	法律規 則の類型 主な具体的な内容:事項説明書	規 定 の 概 要	施設単位の面積の基準 (総床・床面積等) 関係法令及び条例等	規 則 の 概 要	要 綱 の 概 要	規 則 の 概 要	
			第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第一般的事項	イ	条例上一人当たり整備面積を明記する必要があるか。								
		*	要綱上の人一人当たり施設全体に対する延べ床面積は、ユニット型は38m ² 以上、従来型個室・多床室は34.13m ² 以上となっている。なお、省令基準上は居室面積について、10.65m ² 以上とする規定のみ(従るべき基準参照)							特別養護老人ホームの総延床面積に対する一人あたり整備面積は、ユニット型施設は38m ² 以上、従来型施設にあっては34.13m ² 以上とする。(ただし、既存施設の増築・改修等については、特例を設ける。)				G
			従来型	第2 設備に関する事項										
(設備の基準)	11	3	特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。	3	特別養護老人ホームの設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設の設備を利用するこにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないこができる。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならぬ。	ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準						
	1 ～ 16	19	一 居室 二 静養室(居室で静養することが一時に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。) 三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 介護職員室 九 看護職員室 十 機能訓練室 十一 面接室 十二 洗濯室又は洗濯場 十三 汚物処理室 十四 介護材料室 十五 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	9 19		ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準		一～十五 基準に同じ(追加) 一六 その他東京都規則に定める施設(号のくり上げ) 十七 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	条例に掲げる施設以外に以下の設備を原則として設けること。 一 家族や地域の人々との交流が可能な空間が用意されていること。 【地域交流スペースの設置】 二 希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 【クラブ活動・談話スペース】			E
【追加】										一 戸は引き戸とし、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 二 戸や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。 三 床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げることが望ましいこと。 四 壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要のこと。 五 窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 六 各室、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。				A C
11	4	1	居室											
			イ 居室の定員は4人以下とすること(省令改正により1名となる可能性あり)											
			ロ 地階に設けてはならないこと。 二 節合又はこれに代わる設備を備えること。 ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 チ ブーザ又はこれに代わる設備を設けること	11	居室、食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものである。なお、居室等の面積に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。)の施行の際に存する居室等についてまで当てはめる趣旨ではない。	ウ	懸案事項として問題点がある。	参酌すべき基準	(居室定員) 介護老人保健施設 (以下「老健」という。)4人以下 養護老人ホーム、 ケアハウス、認知症GH、有料老人 ホーム 原則1名	居室の定員は4人以下とする。ただし、定員が2人以上のときについては、入居者のプライバシーに配慮するとともに、容易に居室に転換できるよう設計上の工夫に努めること。				A B D →プライバシー・採光・居住空間を重視した居室についての定義づけが必要(下欄の規定)
										一 個室の場合、ベッドの位置や向きが変えられる広さとなるよう配慮すること。 二 コンセント類の位置にも配慮すること。 三 居室に鍵を設けるときは、車椅子の高さに合わせ、室内から開けられるものとすること。 四 ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッドの設置が望ましい。 五 横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチを設けること。				A C

①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号)		②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日厚生省令第14号)		基準間での分類		法律案での類型		備考		他の介護施設等の基準 (建築・消防規体)、 認証法令及び各規制		基準		規則		要綱		改訂		
名	項	番号	項目	記号	主な具体的内容・事項説明等															
	9	食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行つ場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ 必要な備品を備えること。		イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準		老健 機能訓練室 定員×1m ² 、食堂 定員×2m ² 療養転換型特養・ 老健 機能訓練室 病院からの転換の場合は40m ² 以上、 食堂は一人あたり1m ² 以上					基準に同じ		個別ケアの観点を重視し、15人前後を単位に一つの食堂を設ける形が望ましいこと。		A C			
	3	浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。		ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準								基準に同じ (追加)浴室は、居室のある階ごとに設けること。		以下のことについて配慮すること。 一 複数の個別浴槽を設置した浴室で、同時利用が想定される場合は、固定壁などで浴槽の間を仕切ること。 二 マンツーマン方式を想定した配置が望ましいこと。 三 手すりや移乗台が設置できる構造とすること。 四 2方向もしくは3方向から介助が行える構造とすること。		A C		
	4	洗面設備 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。		ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準								基準に同じ ハ トイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。		以下の設備を設置するよう配慮すること。 車椅子でも利用可能な高さの洗面台、鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具等		A C		
	5	便所 イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ フゾー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	4	ア	便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮すること。	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準							基準に同じ ハ 厚紙は引き戸等とすること。アコディオンカーテンを厚紙の代用とするのは適切ではない。		以下の設備を設置するよう配慮すること。 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・手すり ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策		A C		
	9	(9)汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。		ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準								汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。		汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。		A C		
	10	(10)焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。		ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準									焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。			C		
11	5 1	居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するパレコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。		イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準		老健 療養室が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし直通階段を避難階段とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	●東京都建築安全条例 (建物の高さが、31メートルを超える場合) 直通階段のうち1以上を特別避難階段として他のものを屋外避難階段とする。ただし、一定の要件を満たせば(防火設備等の区画の設置など)特別避難階段の設置義務の免除がされる。				※検討事項 (特別避難階段の設置を義務付けらかう)		(左記)規則・三の「車いす若しくはストレッチャーで通行するため必要なパレコニー幅」とは、おおむね1.5Mを基準とする。		D			
11	6 1	廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	5, 12	ウ	懸案事項として問題点がある。	参照すべき基準	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 療養転換型特養 老健 ●建築基準法施行令 廊下幅1.2m 中廊下1.6m ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令 廊下幅 1.2m、50m以内 ごとに車いすの転回スペース ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める令 廊下幅 1.8m、50m 以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m	●建築基準法施行令 廊下幅1.2m 中廊下1.6m ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令 廊下幅 1.2m、50m以内 ごとに車いすの転回スペース ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める令 廊下幅 1.8m、50m 以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m	廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。			D								

①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号)			②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日厚生省令第214号)			事務局での分類		法律条文での項目	編著者	当の介護実践基準等の基準	（建築・消防関係）規制法令及び各別表	立場	趣用	規範	備考	
名項	番号	対象事項	番号	対象事項	記号	主な具体的な内容・事項説明等										
		第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する第5 ユニット型特別養護老人ホーム		ユニーク型												
	35 4 1	ユニット	2, 3, 4	(2) 基準第35条第3項第1号に掲げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。 (3) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まつたりすることのできる場所を設けることが望ましい。 (4) ユニット(第4項第1号) ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。								一 条例に掲げる施設以外に以下の設備を原則として設けること。 ア 家族や地域の人々との交流が可能な空間が用意されていること。 【地域交流スペースの設置】 イ 希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 【クラブ活動・談話スペース】 二 ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。 三 同一階に奇数ユニットを設けることは避けたほうがよいこと。			A C E	
	35 4 1	イ 居室	5													
	35 4 1	(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 (3) 地階に設けてはならないこと。 (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 (9) プザー又はこれに代わる設備を設けること。	5	①上記(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。	ア 現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準					一 事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。 二 画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない程度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。		一 家具の持ち込み等により、居宅に近い居住環境の中でケアを行うため、いかにも作りつけの然とした家具の設置はなるべく避けたほうがよいこと。 二 望ましい設備として以下のものがある。 ・椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服収納具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ	A C		
(設備の基準)	35 4 1	(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。 この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」る居室とは、次の3つをいう。 (ア) 当該共同生活室に隣接している居室 (イ) 当該共同生活室に隣接していないが、(ア)の居室と隣接している居室 (ウ) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(ア)及び(イ)に該当する居室を除く。)	5		都独自の基準案がある。	参酌すべき基準	ユニットの入居定員に幅をもたせることにより、建築面積を有効活用することが可能ではないか。12人程度のユニットの定員数でもケアの質は保たれるのではないか。	老健 おおむね10人以下(待養と同じ規定)	ケアハウス 10程度 認知症GH 5人以上9人以下		居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、十二人以下としなければならない。		D			
			5	③ ユニットの入居定員 ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。 (ア) 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 (イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。	ウ						(入居定員が10人を超えるユニットの数の制限値)		D			
(設備の基準)	35 4 1	ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形態を有すること。 (2) 地階に設けてはならないこと。 (4) 必要な設備及び備品を備えること。	6	[1] 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形態を有するものでなければならない。このために次、次の2つの要件を満たす必要がある。 (ア) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 (イ) 该該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話を楽しんだりするに適したテーブル、椅子等の備品を備えられた上で、当該共同生活室を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 [2] 共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。 また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるように対する観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	既存の建物を改修して特別養護老人ホームを整備した場合、建物の形状からどうしてもユニットを通過しなければならない配慮となってしまう場合がある。				一 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 二 共同生活室は、キッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましいこと。 三 望ましい設備として以下のものがある。 ・食器棚・冷蔵庫・電子レンジ・共同生活室付近で手を洗える設備・食事スペース・リビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなどの双方) ・車椅子用のシンクや調理台	A C			
	4 1	(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	6	[2] 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(5)の[5]にあるのと同様である。	イ	今後、所管課において検討が必要	参酌すべき基準	老健 特養と同じ ケアハウス・認知症GH(特に基準面積なし)		基準に同じ		E				

①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号)			②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月31日厚生第214号)			事務局での分類		法律案での類型		備考		他の介護保険施設等の基準		(建築・消防規係)関係法令及び条例等		参考		規制	
件名	事項	事項説明	記号	土の具体的内容・事項説明等	記号	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準	現在の基準に過不足がない	参罰すべき基準	現在の基準に過不足がない	参罰すべき基準	他の介護保険施設等の基準	参考	規制	規制	規制	規制	規制	
35 4 1	ハ 洗面設備 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	7 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	ア	現在の基準に過不足がない	参罰すべき基準							基準に同じ (3) トイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。	以下の設備を設置するよう配慮すること。 車椅子でも利用可能な高さの洗面台、鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具等	A C					
1	二 便所 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	8 便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	ア	現在の基準に過不足がない	参罰すべき基準							一 屋室内にトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1ヶ所はトイレを設けること。 二 扉は引き戸等とすること。アコードィオンカーテンを扉の代用とするのは適切ではない。		A C					
2	浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。	9 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。	ア	現在の基準に過不足がない	参罰すべき基準							原則として、個浴を各ユニット内に設けること。設置が難しい場合でも、隣接するユニットごとに浴槽をユニットの数だけなるべく設置すること。	以下のことについて、配慮すること。 一 手すりや移乗台が設置できる構造とすること。 二 2方向もしくは3方向から介助が行える構造とすること。	A C					
35 6 1 ~ 5	前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあっては、一・八メートル以上)として差し支えない。 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三 廊下及び階段には手すりを設けること。 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	10 廊下(第6項第1号) ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一一律の規制を緩和する。 ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、職員等がそれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。	イ	今後、所管課で検討する必要あり	参罰すべき基準							地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下 1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 他の施設については、従来型の記述参照	従来型での廊下の記述を参照	廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。		D			